用 語 の 説 明

特別支援学校(とくべつしえんがっこう)

旧盲・聾・養護学校。学校教育法の一部改正により平成19年4月1日から盲・聾・養護学校が「特別支援学校」に一本化された。

専修学校(せんしゅうがっこう)

学校教育法第1条に掲げるもの(小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園)以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とし、修業年限が1年以上、授業時間数が文部科学大臣の定める授業時間数以上、教育を受ける者が常時40人以上で、組織的な教育を行う学校をいう。

各種学校(かくしゅがっこう)

学校教育法第1条に掲げるもの(小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別 支援学校及び幼稚園)以外で、学校教育に類する教育を行う学校。

75条の学級(ななじゅうごじょうのがっきゅう)

学校教育法第75条第1項の各号に該当する児童生徒(知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、情緒障害)で編成されている学級。

長期欠席者(ちょうきけっせきしゃ)

調査日の前年度に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒。

帰国子女(きこくしじょ)

海外勤務者等の子女で、引き続き一年を超える期間海外に在留し、調査日の前年度中に帰国した児童生徒。

宗教法人(しゅうきょうほうじん)

宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体、つまり「宗教団体」が都道府県知事若しくは文部科学大臣の認証を経て法人格を取得したものをいう。